

平成16年7月8日
経済産業省
関東経済産業局
近畿経済産業局

悪質な電話勧誘業者に初の業務停止命令（1ヶ月）

～あわせて、違法勧誘を行っていた事業者にも業務改善に係る指示処分を実施～

【概要】

1. 経済産業省は、7月8日付けで、国家試験対策講座の電話勧誘販売業者であるエネルギー資格者人材開発センターこと 榮 明彦 に対し、特定商取引法違反（平成15年7月14日付けの業務改善指示処分に違反）を認定し、同法第23条第1項の規定に基づき、本件事業者の業務の一部を1ヶ月間停止するよう命じました。
同事業者は、業務改善に係る指示処分後も、通称名を「日本電気工業会」から「日本電気工業」に、平成15年10月ころからは「エネルギー推進親交協議会」に、さらに、平成16年2月ころからは「エネルギー資格者人材開発センター」へ次々と変更して悪質な勧誘を繰り返していました。（別紙1）
2. また、経済産業省は、7月8日付けで、同じく国家試験対策講座の電話勧誘販売業者である有限会社日本電気工学協会 に対し、特定商取引法違反（不実告知、迷惑勧誘等）を認定し、業務の改善を指示する行政処分を行いました。なお、同社の大阪支店では、平成14年2月ころから平成15年末ころまで、「電気指導協会」の通称名を用いて勧誘を行っていました。（別紙2）
3. 両社とも、過去に資格講座の契約をしたことのある消費者の職場に電話をかけ、両社がそれぞれに実施する資格取得講座を受講しなければならない義務があるかのように偽って勧誘を行っていたものです。

【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室	電話03-3501-4657
北海道経済産業局消費者相談室	電話011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	電話022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	電話048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	電話052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	電話06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	電話082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	電話087-861-3237
九州経済産業局消費者相談室	電話092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	電話098-862-4373

(別紙1)

エネルギー資格者人材開発センターこと榮明彦に対する
行政処分（業務停止命令）の概要

1. 事業者の概要

氏名：エネルギー資格者人材開発センターこと 榮 明彦
（本件事業者は、個人事業者である。）
住所：東京都練馬区関町北3丁目12番17号

2. 事業内容

本件事業者は、「エネルギー資格者人材開発センター」の通称を用いて、かつて第三種電気主任技術者試験（国家試験）の受験対策講座（以下「電験三種の資格講座」という。）の受講に係る契約をしたことのある消費者の職場に電話をかけ、エネルギー管理士試験（国家試験）の受験対策講座（以下「エネルギー管理士の資格講座」という。）の受講を勧誘し、当該受講の申込みを電話等により受けている。

3. 業務停止命令の内容

(1) 電話勧誘販売に関する次の業務を停止すること。

- ① 契約の締結について消費者を勧誘すること。
- ② 消費者から契約の申込みを受けること。
- ③ 契約の締結をすること。

(2) 業務停止命令の期間

平成16年7月14日から平成16年8月13日までの1ヶ月間

4. 業務停止命令の原因となる事実（指示後の状況）

(1) 本件事業者は、平成15年7月14日付けで経済産業大臣から指示（参考）を受けた後においても、以下のとおり当該指示に違反する行為を行っている。

(2) 本件事業者は、指示処分後、通称名を「日本電気工業会」から「日本電気工業」

に、平成15年10月ころからは「エネルギー推進親交協議会」に、さらに本年2月ころからは「エネルギー資格者人材開発センター」に変更し、引き続き資格講座の電話勧誘を行ってきている。なお、本件事業者は、本年2月ころまでは、電験三種の資格講座の、それ以後は、エネルギー管理士の資格講座の電話勧誘販売を行っている。

- (3) 本件事業者は、エネルギー管理士の資格講座の電話勧誘販売を行うにあたり、
- ① あたかも、本件事業者が実施する同講座を受講しなければならない何らかの義務が存在しているかのように、不実のことを告げていること(不実告知)、
 - ② 電話勧誘を受けた消費者が資格講座を受講する意思がないとして断っているにもかかわらず、さらにその電話で勧誘を続けていること(再勧誘)、
 - ③ 代表者である榮の氏名を告げることなく、通称名(エネルギー資格者人材開発センター)を告げ、また、勧誘を行う者の氏名として、本名と異なる名前を告げていること(氏名等の不明示)、
- から、本件事業者は、指示に従っていないものと認められる。

(参考)平成15年7月14日付けに行った指示(行政処分)の概要

I. 違反事実

① 不実告知(特定商取引法第21条第1項)

本件事業者(榮 明彦)は、「日本電気工業会」の通称を用いて、電験三種の資格講座の受講を勧誘する際、あたかも、本件事業者が実施する電験三種の資格講座を受講しなければならない何らかの義務が存在しているかのように勧誘し、又は、本件事業者との間で何らかの会員となっており、その会員であることを解消するためには電験三種の資格講座を受講しなければならないかのように勧誘していた。

② 再勧誘(特定商取引法第17条)

本件事業者は、電話勧誘を受けた消費者が電験三種の資格講座を受講する意思がないとして断っているにもかかわらず、さらにその電話で勧誘を続け、又は改めて電話をかけて勧誘していた。

③ 事業者名等の不明示(特定商取引法第16条)

本件事業者は、通称名を告げるのみで、個人事業者である本事業者の氏名を告げていなかった。また、勧誘を行う者の氏名を正しく告げていなかった。

④ 契約書面の記載不備(特定商取引法第19条第1項)

契約書面に事業者の氏名、契約締結の年月日が記載されていなかった。

II. 指示処分の内容

上記(1)の違反事実を認定し、今後同様の行為を行わないよう指示。

(注)「第三种電気主任技術者」、「エネルギー管理士」の資格は、それぞれ、電気事業法、エネルギーの使用の合理化に関する法律で定められた国家資格である。

5. 勧誘事例

本件事業者の販売員は、かつて同事業者と電験三種の資格講座の受講契約を締結した消費者Aの職場に、エネルギー資格者人材開発センターと名乗って電話をかけ、「あなたには、前に電験三種の資格を取得すればエネルギー管理士の資格がもらえると説明しているが、今回制度が変わって、電験三種の資格を取らなくてもエネルギー管理士の資格が取れるようになった」、「あなたにセミナー受講義務が発生したので、是非、受講の申込をしてチャレンジしてもらわなくてはならない。」等と告げてエネルギー管理士セミナーの受講を勧誘した。

これに対し、Aは、「受講はしない。」と断ったところ、同販売員は「あなたが以前行った契約は、電験三種とエネルギー管理士の両方で、電験三種が終わったら、引き続きエネルギー管理士を取るという契約になっている」、「講習は、12月に1週間実施するので参加してもらわなくてはならない。」、「参加できなければ、会社に講習会参加促進をお願いします。」、「どうしてもだめだというなら、これまでいろいろ金がかかって損害を被っているので損害賠償をしてもらおう。断れば訴える。」等と脅しとも取れるような言い方をして、執拗に勧誘を続けた。

Aは、こんな電話が何度もかかってきては、上司ににらまれ、職場の皆に迷惑をかけると思い、仕方なく資料の送付を承諾した。

有限会社日本電気工学協会に対する行政処分（指示処分）の概要

1. 事業者の概要

名 称：有限会社日本電気工学協会
代 表 者：大塚 忠士
所 在 地：東京都杉並区高円寺南4丁目7番6号

2. 事業内容

同社は、かつて同社又は他社と第三種電気主任技術者試験（国家試験）の受験対策講座（以下「電験三種の資格講座」という。）の受講に係る契約をしたことのある消費者の職場等に電話をかけ、新たな電験三種の資格講座の受講の勧誘を行い、当該受講の申込みを電話等により受けている。なお、同社の大阪支店では、平成14年2月ころから平成15年末ころまで、「電気指導協会」の通称名を用いて勧誘を行っていた。

3. 違反事実

(1) 不実告知（特定商取引法第21条第1項）

同社は、かつて電験三種の資格講座に係る契約をしたことのある消費者に対し、電験三種の資格をまだ取っていない等と告げた上で、「会員名簿に名前が残っており、講座を受講する義務がある。」「資格を取るまで契約は継続している。」等と告げて、あたかも、かつて契約したことのある電験三種の資格講座に関連する何らかの義務が現在も存在し、このため同社の実施する電験三種の資格講座を受講する義務があるかのように告げていた。

しかし、実際には、当該消費者にとって、上記契約に関連する何らかの義務が存在することはなく、単に他社から入手した顧客情報や同社が過去に契約した顧客に係る情報を用いて電話をかけ、虚偽のことを説明して勧誘を行っていたにすぎない。

(2) 再勧誘（特定商取引法第17条）

同社は、電話勧誘を受けた消費者が電験三種の資格講座を受講する意志がないと断っているにもかかわらず、さらにその電話で引き続き勧誘を続けていた。

(3) 迷惑勧誘（特定商取引法第22条第3号、同法施行規則第23条第1号）

同社は、電話で勧誘する際に、その勧誘の電話を切らせないようにする等して執拗に勧誘を続け、消費者に迷惑を覚えさせた。

(4) 事業者名の不明示（特定商取引法第16条）

同社は、電話勧誘をしようとするときに、同社の正式名称である「有限会社日本電気工学協会」と告げることなく、通称名である「電気指導協会」と告げていた。

(5) 契約書面の記載不備（特定商取引法第19条第1項）

契約書面に同社の正式名称が記載されていない。

4. 指示処分の内容

上記3. の違反事実を認定し、今後同様の行為を行わないよう指示。

(注)「第三種電気主任技術者」の資格は、電気事業法で定められた国家資格である。

5. 勧誘事例

同社の販売員は、かつて同社と電験三種の資格講座の受講契約をした消費者Aの職場に電話をかけ、以前の契約は合格するまで続ける内容となっているので、電験三種をまだ取っていないならば、講習を受けなければ困る旨告げて講座の受講を勧誘した。同販売員はさらに、「以前契約をしてまだ電験三種を取っていない人が何人か残っている。その人達のために定期的に講習を行っているが、費用がかかるため今回を最後の講習とするのでやって下さい。」と告げ、もし講習を受けずに今すぐやめたいのであれば、これまでかかった実費を支払ってもらおう旨告げた。

Aがお金がないので契約できないと断ると、同販売員は、消費者金融から借りてでも支払うよう告げて勧誘を続けた。Aは、同販売員がまるで借金の取り立てのように大きな声で話し、電話を切らせてもらえなかったので、「あなたじゃ話にならないので上の人を出してください。」と言うと、同販売員は一旦電話を切った。しかし、すぐに、別の販売員が再びAの職場に電話をかけ、講座を受けるか又は講座を受けずにこれまでかかった実費を支払うかどちらかしかない旨告げ、最初の販売員と同様、Aになかなか電話を切らせないようにしたため、Aは仕方なく契約することを承諾した。

(参考)

第三種電気主任技術者及びエネルギー管理士に係る資格の取得方法について

1. 第三種電気主任技術者に係る資格取得方法

第三種電気主任技術者に係る資格を取得するには、以下の2通りの方法があります。

(1) 国家試験による取得方法

- ①財団法人電気技術者試験センター（経済産業大臣が指定した指定試験機関）が行う第三種電気主任技術者試験に合格する。試験は誰でも受けられます。
- ②試験に合格後、同試験センター（経済産業大臣が免状の交付事務を委託）に申請することにより、免状が交付されます。

(2) 経済産業大臣が認定した学校等において所定の単位を取得して卒業後、電圧500V以上の電気工作物の工事、維持又は運用について一定の実務経験を有する者が、経済産業局に申請することにより、免状が交付されます。

・一定の実務経験 大卒→1年以上 短大・高専卒→2年以上 高校卒→3年以上

○電気主任技術者に関する問い合わせ先

(1) による方法

財団法人電気技術者試験センター
TEL: 03-3213-5991
ホームページ <http://www.shiken.or.jp>

(2) による方法

北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の各経済産業局（電力安全課）北陸支局（電力・ガス安全課）
沖縄（電力・ガス事業課）

2. エネルギー管理士に係る資格取得方法

エネルギー管理士は、熱管理士と電気管理士の2種類がありますが、熱管理士、電気管理士それぞれ2通りの取得方法があります。

(1) 国家試験による取得方法

- ①財団法人省エネルギーセンター（経済産業大臣が指定した試験機関）が行うエネルギー管理士試験（熱、電気）に合格する。試験は誰でも受けられます。
- ②免状申請の前に、燃料等（電気）の使用の合理化に関する実務に1年以上従事することが必要です。この実務経験は受験の前でも後でも構いません。
- ③経済産業大臣に申請することにより、熱（電気）管理士免状が交付されます。

(2) 認定による取得方法

- ①（財）省エネルギーセンター（経済産業大臣登録研修機関）が行うエネルギー管理研修（熱、電気）を受講し、修了すること。（修了試験に合格すること。）
- ②エネルギー管理研修を受けるためには、研修申込時までに燃料等（電気）の使用の合理化に関する実務に3年以上従事していることが必要です。
- ③経済産業大臣に申請することにより、認定され熱（電気）管理士免状が交付されます。

○エネルギー管理士試験及びエネルギー管理研修に関する問い合わせ先

財団法人省エネルギーセンター
エネルギー管理試験・講習センター試験部
TEL: 03-5543-3019
ホームページ <http://www.eccj.or.jp>